

**平成23年度第2回生駒市都市計画審議会
会議録**

1 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 平成23年12月19日(月)
(2) 開閉時刻 午後2時00分から午後3時30分
(3) 場 所 生駒市役所 4階 401・402会議室

2 委員の出欠

(1) 出席者

- (委員) 増田会長・井上(充)副会長・塩見委員・久保(博)委員・
久保(昌)委員・田中委員・井上(良)委員・蜂谷委員・
藤堂委員・出垣委員
- (事務局) 吉岡都市整備部長・森本都市整備部次長・林都市計画課課長
補佐・谷都市計画課庶務係長・川口都市計画課計画係長
- (説明者) 石倉建築課長・辻井建築課建築指導係長
奥谷生活環境部長・平井環境政策課長・大熊環境政策課環境
保全係長・中谷環境事業課長・辻中環境事業課課長補佐
辻中事業計画課長・増田事業計画課課長補佐・米田事業計画
課計画係長

(2) 欠席者

中谷委員・戸川委員・中井委員・久委員・安若委員

3 会議の成立

○上記2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。

(生駒市都市計画審議会条例第6条第2項)

4 会議の公開・非公開の別 公開

5 傍聴者数 7名

6 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 委員名簿
- (3) 説明用資料 1 第1号案件「大和都市計画生産緑地地区の変更について」の説明用資料
- (4) 説明用資料 2 第2号案件「一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」の説明用資料
- (5) 説明用資料 3 その他案件(1)「都市計画道路見直しに係る検証結果について」の説明用資料
- (6) 説明用資料 4 その他案件(2)「生産緑地地区の追加指定について」の説明用資料

7 次第

- (1) 開会
- (2) 案件
 - 第1号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について
(諮問：生駒市決定)
 - 第2号案件 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について
(諮問：特定行政庁許可)
- (3) その他
 - ① 都市計画道路見直しに係る検証結果について
 - ② 生産緑地地区の追加指定について

8 審議結果等

- (1) 第1号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について
 - ・事務局から概要説明
 - ・質疑

- 今回削除される箇所の今後の土地利用の予定は
- 現在のところ、駐車場として利用されている。その後の予定については聞いていない。

原案どおり可決

(2) 第2号案件 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

・担当課から概要説明

・質疑

- 現在、図に示されている「緑地」部分以外に、何か緑化に配慮している部分はあるのか。
- 申請者と生駒市との間で、学研高山地区環境保全対策基本指針に準じて「環境保全協定」を締結しており、その中で緑化の推進について規定しており、それに基づき緑化されていくものと理解している。
- 都市計画運用指針の中で、「修景及び敷地外との遮断」のために、「緑地の保全又は整備を行う」と規定されており、図面や写真を見させてもらったが、敷地外との遮断という面で弱いと思う。都市計画運用指針の中では、工場の立地そのものを隠す形での緑化を求めているので、配慮してほしい。
- 建物東側については、既に工場が立地しており、スペースが確保できない。西側での緑化について、指導していきたい。
- 当該地である北田原自治会に対しては周知されているとのことだが、すぐ直近にはひかりが丘の住宅地もあり、もう少し広範囲で事前周知をお願いしたい。
- 今後、このような場合にはもう少し広範囲に周知していきたい。
- 搬出入のルートとして、ひかりが丘住宅地の南側を通るよう設定されていることから、今後、極力広範囲で実施していただきたい。
- 現在既に処理が始まっているとのことだが、現在の1日の処理量は。また、今後どれ位増えていくと想定しているのか。
- 現在の処理量については、おおむね2t/日程度。今後としては、モデル

地区での実施状況を踏まえ想定した場合、全市で1,200~1,300 t /年程度の処理量になるものと考えている。

○ 今回の申請内容からみると、比較的余裕のある施設であり、民間企業からの申請でもあることから、今後、他市町村からの受け入れ等を行うことも可能であると考えられるが。

● 今回16t/日の処理が行える施設の設置が行われるのは、作業時間等も踏まえた効率性から導入されるものであり、本施設については、生駒市の家庭から排出される廃プラスチックの処理だけの施設であると考えている。

今回の申請については、一般廃棄物処理施設としており、産業廃棄物の受け入れについてもないものと認識している。

○ 搬出入のパッカー車が住宅地のすぐ横を走ることとなるので、車両数が大幅に増えるような状況になるのであれば、対象自治会とも十分協議するよう、お願いします。

○ 現在想定されている、搬出入車両数 10 台/日というのは、どの程度の処理量に基づき考えられているのか。

● 年間1,200~1,300 t 程度の処理量となっても、10 台/日程度の車両数で対応できるものと考えている。

○ 現在の5t未満の施設での操業について、また、今回の16t以下の施設の設置について、この審議会への附議以外に許認可等は必要ないのか。

● 5t以上の施設の設置については、一般廃棄物処理施設としての奈良県知事の許可が必要であり、現在、事業者から奈良県に対して許可申請が行われているところである。

○ 16t/日の処理を行うと、年間での処理量はどのくらいになるか。

● 約4,000 tになる。

○ 生駒市での将来予測量である年間1,200~1,300 tを処理するのに、4,000 tも処理できる大きな機械が必要なのか。過大な投資のように思えてならないが。

● 効率よく短時間で処理するため16t/日の処理量が必要であり、機械の大きさと値段はそれ程変わらない。

- 現在生駒市が行っている廃プラスチック処分業務の契約はいつまでか。
他市からの搬入についてはないとのことだが、契約先が変われば分からないので、その辺の見通し等分かっていることがあれば教えていただきたい。
- 今年の10月から平成25年3月31日までの1年半の契約となっており、それ以降については、競争性のあるプロポーザル方式での契約等で進めていくよう考えている。
- 環境の調査について、騒音等の値が予測結果となっているが、今稼働している状況については計測されていないのか。また、予測値はどのように算出しているのか。敷地境界の騒音の数値が基準値ぎりぎりになっている。
- 建物東側が狭く、敷地境界線上での予測値が64.7と基準値に近い予測値となっている。市で計測は行っていないが、現在稼働している数値も予測値とほぼ同じであると聞いている。参考資料として生活環境影響調査の結果等についてを配布させていただいているが、これは概要版であり、本書には計算式もすべて記入されている。
なお、環境に関する調査については、県が一般廃棄物処理施設を許可する際に審査されることになっている。

付帯意見を付し原案を了承

付帯意見

- 1 敷地内について、一層の緑化を図ること。
- 2 当該敷地への搬出入に係る最大予測車両数（10台／日）について、大幅な変更がある場合は、周辺関係自治会等と協議を行うこと。

(3) その他(1) 都市計画道路見直しに係る検証結果について

- ・ 担当課から概要説明
- ・ 質疑

- 県の道路の見直しについても生駒市がパブリックコメントをかけることになっているが、県の道路については、県がパブリックコメントを行い、

市へ意見照会をかけるというのが通常の手続きだと思うが、その辺りは今後詰めていくということなのか。

- 現在行っているのは正式な案の前段階の作業であり、市としては、その意思決定過程の段階で市民の意見を聞くためにパブリックコメントを実施するもので、その方向で県と調整を行っているところである。

県としても、都市計画道路の見直しに関する作業は進めているところであるが、県決定分のパブリックコメントや都市計画手続きを具体的にどのような方法で進めていくかというのは、県内部でも意見調整が必要であると聞いている。

- パブリックコメント素案が提示できる段階になれば、審議会に報告いただきたい。

(4) その他(2) 生産緑地地区の追加指定について

- ・ 事務局から概要説明

質疑なし

(5) その他

- 今回のように、現場を見ないと判断し難い案件もあるので、案件によっては現場視察を行ってはどうか。

- 地元対応に関してだが、施設の所在地等にとらわれずに、実態を見たうえでの対応を考えていただきたい。

- 都市計画道路の見直しについて、東西線については第1工区内にある企業への連絡道として、早急に整備していただきたい。